

2021年7月15日

各 位

インフラファンド発行者名
ジャパン・インフラファンド投資法人
代表者名 執行役員 川上 宏
(コード番号 9287)

管理会社名
ジャパン・インフラファンド・アドバイザーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 川上 宏
問合せ先 チーフ・フィナンシャル・オフィサー 朝谷 健民
TEL:03-6264-8524

役員選任に関するお知らせ

ジャパン・インフラファンド投資法人（以下、「本投資法人」といいます。）は、本日開催の役員会において、2021年8月25日開催予定の第2回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に、下記の通り投資法人の役員選任に関する議案を提出することを決議いたしましたのでお知らせします。

なお、役員選任は、本投資主総会での各議案の承認可決をもって効力を生じます。

記

1. 役員選任の主な内容

執行役員川上宏及び監督役員宿利有紀子、山下玲の両氏から、任期の調整のため2021年8月25日に開催される当投資法人の第2回投資主総会の終結の時をもって一旦辞任する旨の申し出がありましたので、当該投資主総会に執行役員1名（候補者：川上宏）選任及び監督役員2名（候補者：宿利有紀子及び山下玲）選任に係る議案を提出いたします。

また、執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名（候補者：佐々木聡）の選任する旨の議案、及び監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員1名（候補者：爲近幸恵）を選任する旨の議案を提出いたします。

なお、上記執行役員候補者である川上宏は、本投資法人の資産運用会社であるジャパン・インフラファンド・アドバイザーズ株式会社の代表取締役社長であり、上記補欠執行役員候補者である佐々木聡は同社の取締役兼チーフ・インベストメント・オフィサー兼アクイジション部長兼再生可能エネルギー部長です。

(役員選任に関する議案の詳細につきましては、添付資料「第2回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

2. 本投資主総会等の日程

2021年7月15日 本投資主総会提出議案の承認にかかる役員会決議

2021年8月2日 本投資主総会招集ご通知の発送（予定）

2021年8月25日 本投資主総会の開催（予定）

<添付資料>

第2回投資主総会招集ご通知

以上

※本投資法人のホームページアドレス：<https://ji-fund.com/>

(証券コード9287)
2021年8月2日

投資主各位

東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号
ジャパン・インフラファンド投資法人
執行役員 川 上 宏

第2回投資主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に罹患された方々及びご関係者の皆様、また、感染症の感染拡大により影響を受けている皆様に、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早いご回復をお祈りいたします。

さて、本投資法人の第2回投資主総会を下記のとおり開催いたします。

投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本投資主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、投資主様の健康状態にかかわらず、投資主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。つきましては、後記投資主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。また、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年8月24日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、本投資法人規約第14条第1項から第3項までにおいて、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権の行使をなされない場合、本投資主総会に提出された下記の各議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について、当該投資主様は、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人規約抜粋）

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。

2. 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、投信法第104条第1項（役員及び会計監査人の解任）、第140条（規約の変更）（但し、投資主総会決議要件の加重及びのみなし賛成に関連する規定の策定又は改廃に限る。）、第143条第3号（解散）、第149条の2第1項（吸収合併契約の承認）、第149条の7第1項（吸収合併契約の承認）、第149条の12第1項（新設合併契約の承認）、第198条第2項（資産運用委託契約の承認）、第205条第2項（資産運用委託契約の解約）、第206条第1項（資産運用委託契約の解約）又は第207条第3項（資産運用委託契約の承認）に係る議案の決議には適用しない。
3. 第1項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時： 2021年8月25日（水曜日）午前11時（受付開始 午前10時30分）
2. 場 所： 東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号
住友生命茅場町ビル 6階
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 投資主総会の目的である事項：
決議事項
第1号議案 執行役員1名選任の件
第2号議案 補欠執行役員1名選任の件
第3号議案 監督役員2名選任の件
第4号議案 補欠監督役員1名選任の件

以 上

(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(ご案内)

- ◎代理人により議決権を行使される場合

本投資法人の議決権を有するほかの投資主の方1人を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法

投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、本投資法人のホームページ (<https://ji-fund.com/>) に修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。

- ◎新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、本投資主総会において、感染拡大防止に向けた対応を行います。詳しくは後記「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応について」をご確認いただきますようお願い申し上げます。また、今後の状況の変化によっては、本投資主総会の延期のお知らせや本投資主総会における感染拡大防止に向けた対応方法の変更に関するお知らせを本投資法人のホームページ (<https://ji-fund.com/>) に掲載する場合がございますので、あわせてご確認ください。

- ◎運用状況報告会

本投資法人の資産運用会社であるジャパン・インフラファンド・アドバイザーズ株式会社による「運用状況報告会」は、投資主の皆様への会場滞在時間の短縮を目的として、開催しないことといたしました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

- ◎お土産

本投資主総会にご出席の投資主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染症の国内での感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全を第一に考え、会場での感染拡大防止にできる限り努めるべく、規模を縮小して開催いたしますこと、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

また、本投資主総会における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、経済産業省及び法務省が2020年4月2日付で公表した「株主総会運営に係るQ&A」（その後の更新を含みます。）を参考に、以下の対応を行うことを予定しております。投資主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

なお、今後の状況の変化によっては、下記の対応方法の変更に関するお知らせを本投資法人のホームページ（<https://ji-fund.com/>）に掲載する場合がございますので、あわせてご確認くださいようお願い申し上げます。

<投資主様へのお願い>

- 本投資主総会の議決権は書面によって行使することもできますので、投資主の皆様におかれましては、投資主の皆様の安全の観点から、本投資主総会にご出席いただく代わりに、**同封の議決権行使書用紙により議決権を行使することをご検討ください。**
- 本投資主総会へのご出席を検討されている投資主様におかれましては、本投資主総会開催時点の新型コロナウイルス感染症の流行状況や行政機関の対応状況、ご自身の健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされないようお願い申し上げます。
- ご高齢の方、基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、本投資主総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。
- 突然の会場使用の制限等や今後の状況の変化等により、やむを得ず本投資主総会を延期する場合もございます。本投資主総会の延期に関するお知らせを本投資法人のホームページ（<https://ji-fund.com/>）に掲載する場合がございますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

<来場される投資主様へのお願い>

- 当日の会場では、来場された投資主様のお席並びに本投資法人の役員及び運営スタッフの席の間隔を広くとるため、少ない座席数のご用意となり、十分な数のお席を確保できない可能性がございます。万が一お席がご用意できない場合、会場内への入場を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

- 役員及び運営スタッフは、マスクを着用した状態で対応をさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ご来場の投資主様におかれましては、マスクを着用の上で会場へお越しいただき、会場受付に設置しておりますアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただきますようお願い申し上げます。
- 会場受付にて体温測定を実施させていただきます。測定時に発熱があると認められる投資主様には、本投資主総会へのご出席をご遠慮いただくようお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。また、本投資主総会中に体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただきます、ご出席をご遠慮いただくようお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。
- 上記の各対応により、会場受付の混雑が見込まれますので、会場へお越しいただく際は、なるべくお早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。
- 本投資法人の資産運用会社であるジャパン・インフラファンド・アドバイザーズ株式会社による「運用状況報告会」は、投資主の皆様への会場滞在時間の短縮を目的として開催しないことといたしました。投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- このほか、本投資主総会の秩序維持の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、時節柄、投資主の皆様におかれましては、ご理解及びご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 執行役員1名選任の件

執行役員川上宏から、任期の調整のため、2021年8月31日をもって一旦辞任したい旨の申し出がありましたので、執行役員1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、任期は、本投資法人規約第17条第2項の定めにより、就任する2021年9月1日より2年間とします。

なお、本議案は、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、並びに 本投資法人における地位及び担当		所有する 本投資法人 の投資口数
かわ かみ ひろし 川 上 宏 (1965年9月1日)	1990年4月	丸紅株式会社 大阪支社 大阪開発建設第二部	0口
	1998年1月	丸紅株式会社 中国支社 開発建設部	
	2001年4月	SHANGHAI HOUSE PROPERTY DEVELOPMENT CO., LTD 出向 副総経理	
	2007年4月	丸紅株式会社 海外不動産開発部 海外不動産開発第一課 課長	
	2009年4月	SHANGHAI HOUSE PROPERTY DEVELOPMENT CO., LTD 出向 総経理	
	2016年4月	丸紅株式会社 住宅開発部 副部長	
	2018年4月	丸紅株式会社 金融・不動産投資事業部 副部長	
	2019年2月	ジャパン・インフラファンド・アドバイザーズ株式会社 出向 代表取締役社長 (現任)	
2019年10月	ジャパン・インフラファンド投資法人 執行役員 (現任)		

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているジャパン・インフラファンド・アドバイザーズ株式会社の代表取締役社長です。
- ・上記執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き、特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第2号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合、又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2021年9月1日付で補欠執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において、補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第17条第3項の定めにより、2021年9月1日より、第1号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

なお、本議案は、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況		所有する 本投資法人 の投資口数
さ さ き あきら 佐々木 聡 (1970年4月10日)	1993年4月 2006年4月 2012年6月 2014年4月 2016年9月 2018年4月 2019年2月	丸紅株式会社 入社 ジャパン・リート・アドバイザーズ株式会 社 出向 丸紅株式会社 開発建設事業部アセットマ ネジメント室アセットマネジメントチーム 長 丸紅アセットマネジメント株式会社 出向 ジャパン・インフラファンド・アドバイ ザーズ株式会社 出向 取締役 兼 チー フ・インベストメント・オフィサー 兼 アクイジション部長 丸紅株式会社 金融・不動産投資事業部 部長付 ジャパン・インフラファンド・アドバイ ザーズ株式会社 出向 取締役 兼 チー フ・インベストメント・オフィサー 兼 アクイジション部長 兼 再生可能エネル ギー部長 (現任)	0口

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているジャパン・インフラファンド・アドバイザーズ株式会社の取締役兼チーフ・インベストメント・オフィサー兼アクイジション部長兼再生可能エネルギー部長です。
- ・上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き、特別の利害関係はありません。
- ・本議案において選任される補欠執行役員については、執行役員に就任する前に限り、本投資法人の役員会の決議をもって、その選任の取消しを行うことができるものとします。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第3号議案 監督役員2名選任の件

監督役員宿利有紀子及び山下玲の両氏から、任期の調整のため、2021年8月31日をもって一旦辞任したい旨の申し出がありましたので、監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、任期は、本投資法人規約第17条第2項の定めにより、就任する2021年9月1日より2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 及び本投資法人における地位		所有する 本投資法人 の投資口数
1	しゅくり ゆきこ 宿利有紀子 (1975年2月4日)	2005年10月 2006年3月 2007年4月 2014年9月 2016年7月 2016年12月 2019年10月	三宅・山崎法律事務所入所 あさひ・狛法律事務所入所 長島・大野・常松法律事務所入所 宿利法律事務所設立 高井&パートナーズ法律事務所(現任) ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社 社外取締役(監査等委員) ジャパン・インフラファンド投資法人 監督役員(現任)	0口
2	やま した れい 山下玲 (1979年12月23日)	2005年12月 2007年7月 2010年8月 2019年10月	新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)福岡事務所入所 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)東京事務所入所 金融サービス部 山下玲公認会計士事務所設立(現任) ジャパン・インフラファンド投資法人 監督役員(現任)	0口

- ・上記監督役員候補者両名と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者両名は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第4号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合、又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2021年9月1日付で補欠監督役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において、補欠監督役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第17条第3項の定めにより、2021年9月1日より、第3号議案における監督役員の任期が満了する時までとします。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況		所有する 本投資法人 の投資口数
ため ちか さち え 爲 近 幸 恵 (1980年7月12日)	2005年10月 2007年6月 2009年6月 2017年1月	石寄信憲法律事務所入所 能代ひまわり基金法律事務所入所 石寄・山中総合法律事務所入所 高井&パートナーズ法律事務所入所(現任)	0口

- ・上記補欠監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・本議案において選任される補欠監督役員については、監督役員に就任する前に限り、本投資法人の役員会の決議をもって、その選任の取消しを行うことができるものとします。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案又は本投資法人規約第14条第2項に定める議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人規約第14条第1項から第3項までに規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第4号議案までにつきましては、いずれも相反する趣旨の議案及び本投資法人規約第14条第2項に定める議案には該当しません。

以 上

